

加東市人材確保事業支援補助金 よくあるご質問

令和5年4月28日(金)更新

No.	項目	質問	回答
1	補助対象者について (営業所・事業所)	法人ですが、登記上の本社が加東市外にあり、営業所・事業所が加東市内にある場合は、補助対象になりますか？	■法人については、「加東市に法人市民税の納税義務があること。」を条件としています。そのため、人事・経理などの統括事務は行わずに、営業活動やそれに伴う営業事務のための場所や人員のみで登記を行っておらず、法人市民税の納税義務が発生しない営業所は、補助金の交付対象者に該当しません。
2	補助対象者について (営業所・事業所)	市内に複数の営業所や事業所がある場合は、事業所単位で申請が出来るのですか？	■事業所単位での申請は出来ません。 市内に複数の事業所を所有している場合は、該当事業所分をまとめて1事業者として申請してください。 事業所単位ではなく、1事業者につき補助金の申請は1回限りですので、ご注意ください。
3	補助金額について (補助上限額)	1事業につき25万円、1事業者につき上限50万円と記載がありますが、複数の事業を申請したい場合はどうすればいいですか？	■事業の合計が50万円に達するまで、申請することが可能です。 (例) 3事業を実施する場合 (1)採用活動のオンラインを行う事業 補助対象経費：20万円×1/2=10万円 (2)合同企業説明会への出展をする事業 補助対象経費：80万円×1/2=25万円 (3)就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業 補助対象経費：60万円×1/2=25万円 上記の場合、合計60万円となりますが、1事業者につき上限が50万円までであるため、残額の10万円は自己資金等でご負担頂く必要があります。
4	補助対象経費について (補助期間)	対象経費に消費税を含みますか？	■含みません。対象経費は消費税を除いた金額になります。
5	補助対象経費について (補助期間)	令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に実施する事業を前年度に支払い済みの場合は補助対象になりますか？	■対象にはなりません。 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にお支払いされる経費のみが補助対象になります。
6	補助対象経費について (補助対象事業)	「(1)採用活動のオンライン化を行う事業」のWeb説明会・面接ツールの利用料とはどういったもののことを指しますか？	■採用面接や合同企業説明会へ出展する際に使用するZoomやWebexなどのツールの利用料金のことを指します。 月額でお支払いされている場合は、年度内にお支払いされる経費のみが補助対象となります。
7	補助対象経費について (補助対象事業)	「(3)就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業」の広告掲載費について、紙面の情報誌への掲載は補助対象となりますか？	■対象にはなりません。 インターネット上に公開している就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業が対象となります。
8	補助対象経費について (補助対象事業)	「(3)就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業」を実施する場合、複数社に掲載する(している)場合も補助対象になりますか？	■対象になります。 ただし、25万円までが補助対象となりますのでご注意ください。
9	補助対象経費について (補助対象事業)	「(2)合同企業説明会への出展をする事業」で、翌年度以降の就職イベント等への出展に向けて、タペストリーやのぼりなどの装飾品等を購入する場合は、対象になりますか？	■対象になります。 ただし、来年度以降、市内事業所への採用を行うために、就職イベントへ出展する場合のみ補助対象となります。 単なる装飾品等の購入のみで、採用予定が無い場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

加東市人材確保事業支援補助金 よくあるご質問

令和5年4月28日（金）更新

No.	項目	質問	回答
10	補助対象経費について (補助対象事業)	「(4)採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業」に関して、既に開設している採用に関するホームページを改修する場合は対象になりますか？	<p>■対象になります。ただし、下記のような単なる文言等の更新は補助対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>(例)採用の選考予定者数、採用年度など自社の採用計画によって変更となるもの。</p> <p><更新前> 応募資格：令和5年3月に大学・大学院を卒業見込みの方 募集人員：1～3名 給与：大学卒20.0万円</p> <p><更新後> 応募資格：令和6年3月に大学・大学院を卒業見込みの方 募集人員：1～6名 給与：大学卒21.0万円</p> <p>上記の場合、既存のホームページに掲載している内容のうち、採用計画等で例年更新するものであり、単なるページの更新であるため、補助対象となりません。</p>
11	申請手続きについて (交付申請)	交付申請時に必要な書類の「補助対象経費が確認出来る書類」とは、どのようなものを指しますか？	<p>■見積書や契約書、掲載内容が確認出来る画面（申請画面）の写しなどのことを指します。</p>
12	事業内容の変更について (変更交付申請)	当初、従業員2名の採用を目的として、「(2)合同企業説明会への出展をする事業」を実施事業として申請し、交付決定されました。しかし、急遽、現場作業員が不足したため、1名の採用予定を増やして、就職・転職情報サイトへの掲載を考えています。この場合は、変更手続きは必要となりますか？	<p>■必要となります。</p> <p>ただし、他の事業と合わせて上限額50万円まで達している場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>また、変更手続きは必要となりますので、変更後の事業内容を、変更交付申請書、事業計画書、収支予算書にご記入の上、事業に変更があった日から2週間以内にご提出ください。</p> <p><変更手続きを行う必要がない場合> 次の場合は、「軽微な変更」として取り扱い、事業変更手続きを行う必要はありません。 ・補助事業の総所要額の20%以内の変更であり、かつ補助金額が減額となるとき。 ・補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。</p>
13	実績報告について	実績報告時の必要書類として、事業の実施内容が確認出来る書類と記載がありますがどのようなものを指しますか？	<p>■実際に実施された事業の写真やページの写しなどをご提出ください。</p> <p>(例) (1)採用活動のオンライン化を行う事業 → 実際に面接を行っている風景の写真、パソコンやカメラを設置したオンライン面接用スペースの写真など</p> <p>(2)合同企業説明会への出展をする事業 → 出展当日の写真、説明会のパンフレットやチラシなど開催概要が分かるもの</p> <p>(3)就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業 → 実際に会社情報を掲載しているサイトページの写しなど</p> <p>(4)採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業 → 実際に作成したホームページ掲載画面の写しなど (※改修の場合は、事業実施前との変更点が分かるようにご提出ください。)</p>
14	実績報告について	実績報告時に採用・配属を行った従業員がいない場合でも、採用人数の報告は必要ですか？	<p>■必要です。</p>